

御杖村政治倫理条例の一部を改正する条例

御杖村政治倫理条例(平成 13 年御杖村条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「あつて」を「あって」に改め、同条第 7 項中「もしくは」を「若しくは」に改め、同条第 8 項中「もつて」を「もって」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「行つて」を「行って」に改める。

第 4 条の見出し中「辞退」を「遵守事項」に改め、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「あつて」を「あって」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「持つて」を「持って」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項を次のように改める。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 142 条、第 166 条及び第 180 条の 5 第 6 号の趣旨を尊重し、村長等若しくは村長等の配偶者、1 親等の血族若しくは同居の親族が役員をしている法人その他の団体（以下「法人等」という。）又村長等が実質的に経営に携わっている法人等は、第 2 条第 4 項に規定する請負契約等を辞退しなければならない。

第 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 法第 92 条の 2 の趣旨を尊重し、議員若しくは議員の配偶者、1 親等の血族若しくは同居の親族が役員をしている法人等又は議員が実質的に経営に携わっている法人等は、第 2 条第 4 項に規定する請負契約等を辞退しなければならない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 121 条の 2 で定める額を超えない者を除く。

第 5 条第 3 項中「もつて」を「もって」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。